

訪問リハビリテーション サービス利用料金表

令和6年9月2日現在

(1) 基本料金（1回20分）

区分	単位	利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1～5	308	3,335円	334円	667円	1,001円

(2) 加算料金（該当した場合）

加算項目	基本単位	利用料	利用者負担			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	6	64円	7円	13円	20円	1回につき
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	3	32円	4円	7円	10円	1回につき
リハビリテーションマネジメント加算（A）イ	180	1,949円	195円	390円	585円	1月につき
リハビリテーションマネジメント加算（A）ロ	213	2,306円	231円	462円	692円	1月につき
リハビリテーションマネジメント加算（A）イ・ロについて	270	2,924円	293円	585円	878円	医師から説明し同意を得た場合270単位追加。
短期集中個別リハビリテーション実施加算	200	2,166円	217円	434円	650円	1日につき
認知症短期集中リハビリテーション加算	240	2,599円	260円	520円	780円	1日につき
移行支援加算	17	184円	19円	37円	56円	1回につき
口腔連携強化加算	50	541円	55円	109円	163円	1回につき
退院時共同支援加算	600	6,498円	650円	1,300円	1,950円	1回につき

(3) 減算料金（該当した場合）

減算項目	単位	減算金額	利用者負担（減算金額）			
			1割負担	2割負担	3割負担	
同一建物減算	所定単位に90/100を乗じた単位数を算定。		左記の1割	左記の2割	左記の3割	1月につき

訪問リハビリテーション診療未実施減算	50	△541 円	△55 円	△109 円	△163 円	1 回につき
--------------------	----	--------	-------	--------	--------	--------

- ※ サービス提供体制強化加算はサービス提供にあたる理学療法士等のうち勤続年数が3年以上または7年以上の者が1名以上いる場合に算定します。
- ※ リハビリテーションマネジメント加算は「SPDCA（調査・計画・実行・評価・改善）」というサイクルのもとに、利用者の状態や生活環境、日常生活における活動の質などを考慮した上で利用者に適したリハビリテーションの計画作成、および定期的な計画の見直し等が行われた場合に算定します。
- ※ 短期集中個別リハビリテーション実施加算は、医療機関から退院した日、介護保険施設から退所した日から起算して3カ月以内の期間に20分以上のリハビリテーションを1週につきおおむね2日以上、1日当たり20分以上実施した場合算定します。
- ※ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算は、認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が、その退院、退所日または訪問開始日から3カ月以内の期間に、リハビリテーションを集中的に行った場合に算定します。
- ※ 移行支援加算はリハビリテーションによって、利用者の日常生活動作（ADL）や手段的日常生活動作（IADL）が向上し、他のサービスに移行出来た場合に算定します。
- ※ 口腔連携強化加算は、事業所の職員による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施し、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供を行った場合に算定します。
- ※ 事業所の理学療法士等が、医療機関退院前カンファレンスに参加し、共同指導を行った場合に算定します。
- ※ 同一建物減算は事業所と同一敷地内建物等に居住する利用者にサービスを提供した場合や、同一敷地内建物以外の建物で、1月あたり20人以上の利用者が居住する集合住宅等に居住する利用者にサービスを提供した場合に減算します。
- ※ 訪問リハビリテーション診療未実施減算はリハビリテーション計画の作成にあたり、訪問リハビリテーション事業所の医師がやむを得ず、利用者の診療を行わなかった場合に減算します。